

## 支所・主な施設への直通電話

■地域振興課 TEL 30-8652  
 ■教育委員会分室 TEL 30-8657  
 ■国府図書館 TEL 29-4005  
 ■因幡万葉歴史館 TEL 26-1780

■市民福祉課 TEL 30-8654  
 ■鳥取東保健センター TEL 30-8659  
 ■国府町コミュニティセンター TEL 24-1642

■産業建設課 TEL 30-8656  
 ■東部地域包括支援センター TEL 50-0280  
 ■国府人権福祉センター TEL 27-4774

令和7年1月1日現在(前月比) 人口/7,910人(-35) 男/3,764人(-16) 女/4,146人(-19) 世帯数/3,428世帯(-12)

## 『万葉のふるさと国府』

鳥取市国府町は、因幡国の中心地として国庁が置かれた場所で、天平宝字2年(758年)に大伴家持が国守として赴任しました。

大伴家持は、日本に既存する最古の和歌集である「万葉集」の編纂に関わったとされ、万葉集の最後の歌

《新しき年の始の初春の今日ふる雪の

いや重(し)け吉事(よごと)》は、

翌正月にこの地で詠まれたといわれています。

このような歴史や、各時代を通じて数多くの文化財・史跡が保存されていることから、国府町は「万葉のふるさと」と呼ばれています。

## ●1/29～2/6は因幡万葉ウィークです！

旧正月にあわせて、万葉ムードの醸成と機運を高めるため、支所・町内各郵便局・JA国府支店の職員が万葉衣装を着用して勤務します。また、支所庁舎を万葉装飾化し、幼児向けの万葉衣装撮影会を開催します。

## ●2/15から「国府展」が開催されます！

古代因幡の歴史と文化に触れ万葉集に親しむことのできる施設として開館した因幡万葉歴史館も開館から30周年を迎え、記念となる「国府展」が2/15から鳥取市歴史博物館(やまびこ館)で開催されます。

ぜひこの機会に、国府町に受け継がれる歴史・文化に思いをはせてみてください。



## まちの行事

2月

行	事	場	所	時	間
2/20	木	特設人権相談所 心配ごと相談、行政相談	谷地区公民館	13:30～ 15:00	
23	日	国府町内 バドミントン大会	宮ノ下小学校 体育館	9:00～ 12:00	
26	水	ふれあい交流会「災害時の 健康管理、骨密度測定」	谷地区公民館	13:30～ 15:00	

## まちかどアルバム

## 国府町内剣道大会



12月8日(日)、宮ノ下小学校体育館で剣道大会が開催され、小学生の部、一般の部合わせて16人が参加し、各部で熱戦が繰り広げられました。大会結果は以下のとおりです。

## &lt;個人戦&gt;

【小学生 低学年の部】優勝 馬田 拓采さん

【小学生 高学年の部】優勝 山本 導徳さん

【一般の部 第一部】優勝 村上 翼さん

【一般の部 第二部】優勝 岸田 潤子さん

健康  
コラム

こんにちは。

鳥取東保健センターです！

## 入浴中のヒートショックに気を付けよう

鳥取県集計の、浴室・脱衣所等で発生した救急事案件数は545件(令和5年)です。特に、冬の救急事案件数が多く、注意が必要です。

## 浴室・脱衣所で起こるヒートショック

温かい部屋から寒い脱衣所へ移動した時などの急激な温度変化で血圧が大きく変動することで、失神したり心筋梗塞や脳卒中といった血管の病気などを引き起こしたりする健康被害をヒートショックといいます。

## 【入浴中の事故を防ぐポイント】

- ・入浴前に浴室、脱衣所を暖めておく
- ・入浴前後に水分補給
- ・お湯は41℃以下で10分まで
- ・浴槽から出るときはゆっくり立ち上がる
- ・食事前後、飲酒後、服薬後の入浴は控える
- ・入浴前に家族に一声



【問い合わせ先】鳥取東保健センター TEL 30-8659

## 市民福祉課からのお知らせ

【問い合わせ先】市民福祉課 ☎ 30-8654

### 所得税・市県民税の申告相談

申告期間:令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

受付時間:【午前】9:00～11:30 【午後】13:00～15:30

(2/17(月)～2/28(金)福部会場 3/3(月)～3/17(月)国府会場) 平日のみ

鳥取市東部地域での申告相談は、国府町・福部町の総合支所が合同で行います。

下記の持ち物をご確認のうえ、ご都合のよい会場へお越しください。

混雑緩和ため 電話での事前予約制 とし、2/3(月)より受付を開始します。

国府会場の予約専用電話 ☎ 30-8654 ※市民福祉課以外の課での受け付けはしません。

(福部会場の予約は、☎ 30-8664)

#### 【申告に必要なもの】(◎申告の内容に関わらず必要なもの ●申告の内容によって必要なもの)

- ◎マイナンバー(個人番号)確認書類(マイナンバーカード、通知カード)
- ◎本人確認書類(マイナンバーカードを持っていない人は運転免許証、保険証など)
- 扶養にとる人がある場合、その人のマイナンバーがわかるもの
- 給与、年金などの源泉徴収票や支払証明書
- 営業・農業・不動産所得の収支内訳書(混雑緩和のため必ず事前作成のこと)  
※未作成の場合、申告を受けることができません
- 生命保険料、地震保険料控除を受ける場合は保険料の支払証明書
- 医療費控除書類(医療費控除を受ける人はあらかじめ医療費明細書を作成のこと)
- 障害者控除を受ける場合は、その人の障害者手帳
- 障害者手帳をお持ちでない65歳以上の人で要介護認定を受けている人は障害者控除対象者認定書
- 所得税の還付がある場合は、本人名義の振込口座がわかるもの



#### 【ご注意ください】

※誰の扶養にもなっておらず令和6年中に収入がない、または遺族年金・障がい者年金のみの人で、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人は、市県民税の申告が必要です。申告がない場合、保険料軽減の算定対象になりません。

※株式や不動産等の譲渡所得・退職所得・山林所得等の分離課税、新規の住宅ローン控除、損失繰越、青色申告などの申告相談は駅南庁舎の申告会場をお願いします。国府会場では行っておりません。

★申告についての詳しい内容、駅南庁舎の申告受付については「市報1月号」をご覧ください★

#### 【確定申告自主作成コーナー】

ご自分で申告書を作成するコーナーを開設します。作成にあたってサポートしますので、次回ご自宅での自主作成をめざしチャレンジしませんか。ご予約時にお問い合わせください。

### 特設人権相談所を開設します

人権問題全般について人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は堅く守られます。

とき 2月20日(木) 13:30～15:00

ところ 谷地区公民館

法務局においても毎日(8:30～17:15)相談に応じています。(※土日祝日は除きます)

専用ダイヤル ☎0570-003-110

【問い合わせ先】鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 22-2289

### 2月祝日のごみ収集

収集日が祝日にあたる地区のごみ収集については、次のとおりです。

日にち	可燃ごみ	プラスチックごみ・資源ごみ・小型破砕ごみ
2月11日(火) 建国記念の日	収集します	該当地区はありません
2月24日(月) 天皇誕生日振替休日	該当地区はありません	お休みします

～ごみの分別の徹底・減量化にご協力ください～